

# 無料耐震診断申し込みの流れ



耐震診断申込書を  
市町村窓口へ提出

派遣決定通知

派遣

診断実施

結果の報告

診断の結果、総合評点が1.0未満の場合、次の業務を実施します

- ・ 総合評点の説明
- ・ 改修工事の概要を説明
- ・ 改修工事の概算見積
- ・ 改修業者の紹介

○凡例



・・・申請者による手続き

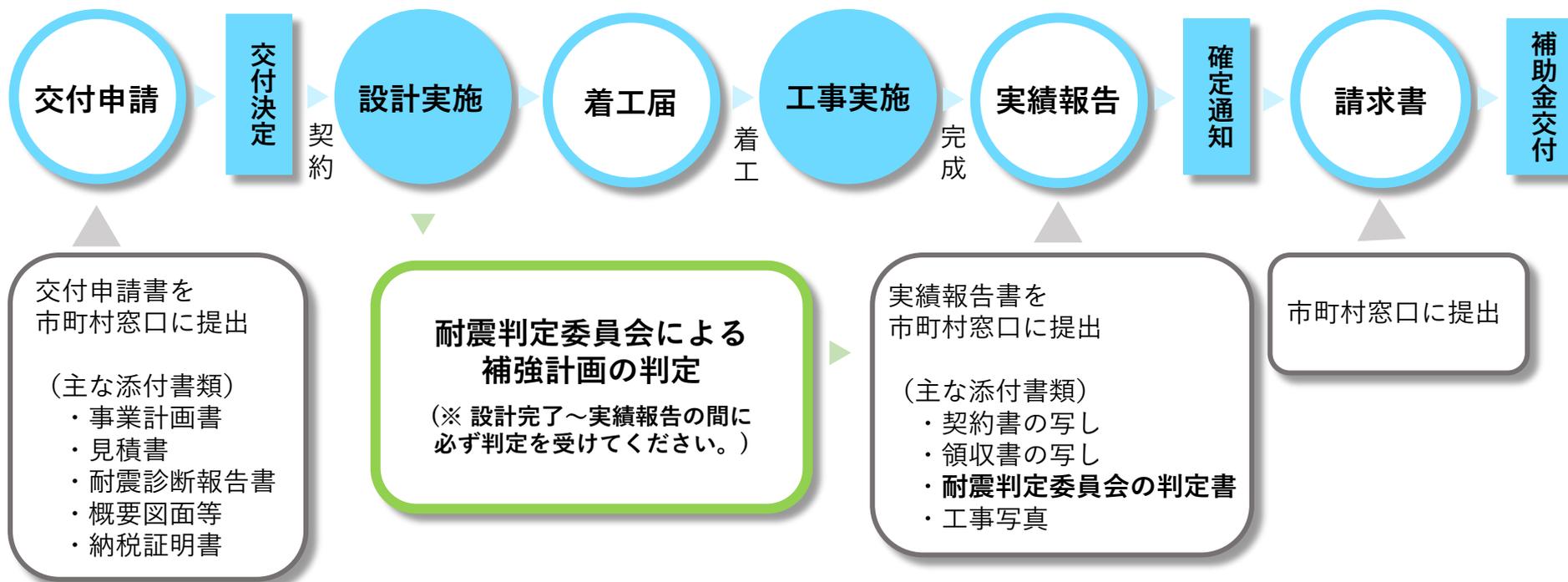


・・・事業実施内容



・・・市町村による手続き

## 改修工事の補助金手続きの流れ



### ■ 補助金の交付決定より前に、設計委託契約 および 工事請負契約を締結しないよう注意してください。

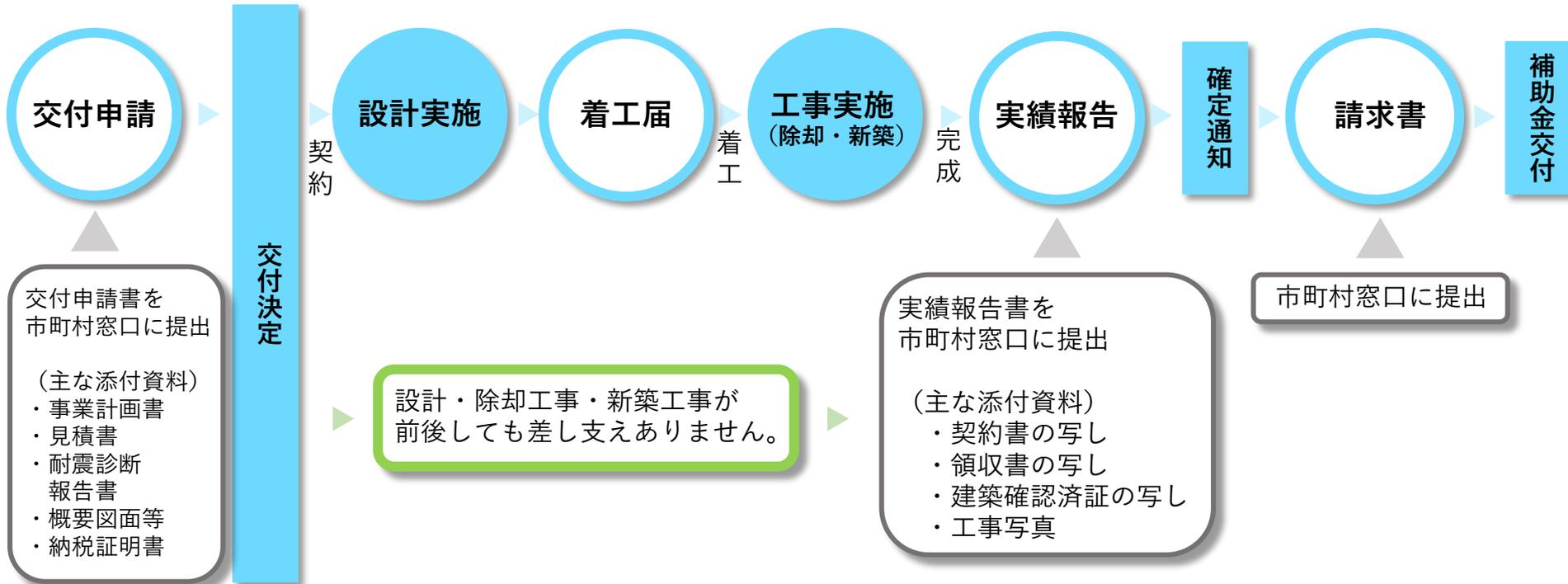
- ・ 交付決定より前に事業に着手しているものは、補助金の対象外となります。
- ・ 事業着手とは、設計委託契約 または 工事請負契約を締結した時点 をいいます。

※ この補助金は、耐震改修工事にかかる「設計費」と「工事費」を対象として交付します。  
「工事費」のみを対象とすることも可能ですが、その場合は、工事請負契約を交付決定前に締結しないでください。

※ 一般的な補助金手続きの流れを示したものです。

市町村により異なる場合がありますので、詳しくは市町村窓口でご確認ください。

## 建替え工事の補助金手続きの流れ



### ■補助金の交付決定より前に、設計委託契約 および 工事請負契約を締結しないよう注意してください。

- ・ 交付決定より前に、事業に着手しているものは、補助金の対象外となります。
- ・ 事業の着手とは、設計委託契約 または 工事請負契約を締結した時点 をいいます。

※ この補助金は、耐震改修工事にかかる「設計費」と「工事費」を対象として交付します。

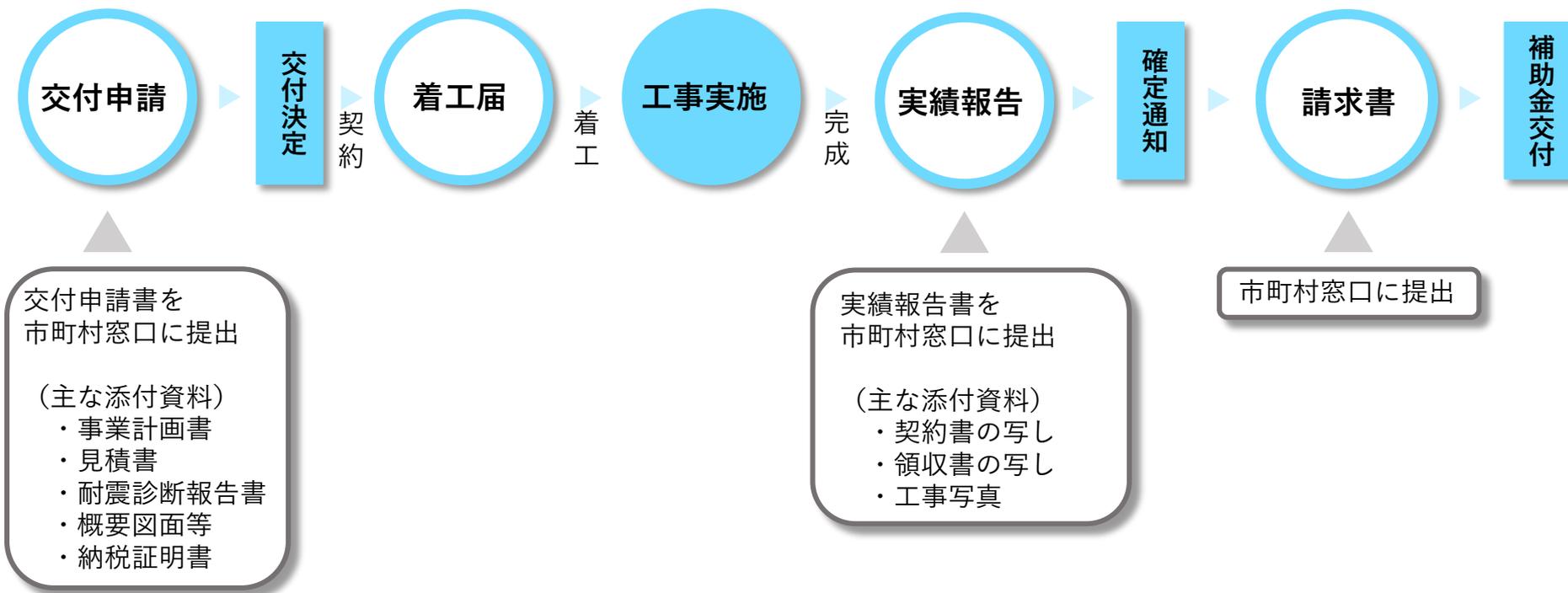
「工事費」のみを対象とすることも可能ですが、その場合は工事請負契約を交付決定前に締結しないでください。

※ 建替え工事は、「除却工事」と「建築工事」をあわせて行う一連の事業となりますので、工事請負契約は、「除却工事にかかるもの」と「建築工事にかかるもの」のどちらの契約も交付決定前に締結しないでください。

※ 一般的な補助金手続きの流れを示したものです。

市町村により異なる場合がありますので、詳しくは市町村窓口でご確認ください。

## 耐震シェルター設置の補助金手続きの流れ



**■ 補助金の交付決定より前に、工事請負契約を締結しないよう注意してください。**

- ・ 交付決定より前に事業に着手しているものは、補助金の対象外となります。
- ・ 事業着手とは、工事請負契約を締結した時点 をいいます。

※ 一般的な補助金手続きの流れを示したものです。

市町村により異なる場合がありますので、詳しくは市町村窓口でご確認ください。